

賛助会員趣意書

- ◎定義 賛助会員とは本会の目的に賛同し、その活動を援助することによって本会の発展を助成とする個人・企業をいう
- ◎地位 賛助会員は、本会への経済的支援（賛助金を支払うこと）によって本会の活動を賛助するものであり、本会の会員としての地位を有するものではない
また、本会との間で賛助契約を締結することによって賛助会員としての資格を有する
- ◎賛助金 年間一口10,000円とする（一口以上、何口でも可）
ただし賛助会員種別は3段階とし、段階別の対応をとるものとする
また、継続の賛助金支払時期は原則、毎年2月末日とする
- ◎賛助契約の有効期間
原則、双方申し入れがなければ一年ごとに継続とする
- ◎賛助会員種別
1. 10,000円～40,000円会員 . . . 下記対応1～3
 2. 50,000円～90,000円会員 . . . 下記対応1～5
 3. 100,000円以上会員 下記対応全て
- ◎賛助会員への本会の対応
1. 本会の広報紙の紙面上で賛助会員であることの告知をする
 2. 本会が作成する「基本資料」、「会員名簿」に賛助会員を掲載する
 3. 本会発行の広報紙を無償で提供する
 4. 例会にご参加いただいた際に来賓として紹介する
 5. 本会の主催及び共催する例会事業において、PRのための広報物を配布できる場を提供する
 6. 本会会員に発送する郵便物にPRのための広報物（A4サイズ1枚）を同封することができる
 7. 本会の「基本資料」、「会員名簿」を無償で提供する

社団法人 町田青年会議所
〒194-0013
東京都町田市原町田6-17-18 フジビル87
TEL 042-725-7565
FAX 042-726-9067
受付時間 10:00～16:00（土、日、祝日休み）
Eメール info@machida-jc.jp